

児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）の役割について

1 児童福祉専門分科会

(1) 設置根拠

「社会福祉法」の規定に基づき、社会福祉審議会に、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会（以下「分科会」）を設置している。

○ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号） ※一部抜粋の上、要約

（地方社会福祉審議会）

第 7 条 社会福祉に関する事項を調査審議するため、中核市に地方社会福祉審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

（専門分科会）

第 11 条 （略）

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第 12 条 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 （略）

○ いわき市社会福祉審議会条例（平成 12 年いわき市条例第 9 号）

（調査審議事項）

第 2 条 審議会は、社会福祉法第 7 条第 1 項に規定する事項のほか、同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

(2) 審議会の構成

審議会は、全 34 名で構成している。審議会の中には、本分科会も含め、全 3 つの専門分科会を設置している。

いわき市社会福祉審議会	34 名
民生委員審査専門分科会	5 名
身体障害者福祉専門分科会	14 名
児童福祉専門分科会	15 名

(3) 分科会としての役割

分科会は、児童福祉法等に基づく調査審議、意見具申等を行う。

- ・ 児童福祉に関する事項の調査審議（社会福祉法第 12 条第 1 項）
- ・ 家庭的保育事業等の認可の場合の意見（児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項）
- ・ 保育所の設置の認可の場合の意見（児童福祉法第 35 条第 6 項）
- ・ 児童福祉施設の設備運営基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害と認められる設置者に対する事業停止命令の場合の意見（児童福祉法第 46 条第 4 項）
- ・ 児童福祉施設に対し最低基準を超えて設備及び運営を向上させるように勧告する場合の意見（児童福祉施設設備運営基準第 3 条第 1 項）
- ・ 母子家庭等の福祉に関する事項の調査審議及び関係行政機関に意見を具申（母子及び父子並びに寡婦福祉法第 7 条）
- ・ 母子福祉資金貸付金の貸付けをやめる場合の意見（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第 13 条）
- ・ 母子保健に関する事項の調査審議するほか、諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申（母子保健法第 7 条）

2 子ども・子育て会議

本市では、「子ども・子育て支援法」の制定を受け、平成 25 年度から、同法に基づく「子ども・子育て会議」の役割等について、分科会が担うこととしている。

○ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号） ※一部抜粋の上、要約

（市町村等における合議制の機関）

第 77 条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 1 特定教育・保育施設の区分に応じた利用定員の設定
- 2 特定地域型保育事業の区分に応じた利用定員の設定
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更
- 4 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

3 幼保連携型認定こども園に関する合議体

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」）」に基づく合議体としての役割についても、分科会が担うこととしている。

○ 認定こども園法（平成 24 年法律第 65 号） ※一部抜粋の上、要約

（都道府県における合議制の機関）

第 25 条 認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

次の場合に意見する。

- ・ 幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又は廃止等するときの認可（法第 17 条第 3 項）
- ・ 幼保連携型認定こども園の事業停止・施設の閉鎖命令（法第 21 条第 2 項）
- ・ 幼保連携型認定こども園の認可の取消し（法第 22 条第 2 項）

4 重大事故の再発防止に係る検証委員会

国通知「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について（平成 28 年 3 月 31 日付 内閣府・文科省・厚労省 連名）」により、教育・保育施設等における重大事故が発生した場合、地方自治体が検証を実施し、再発防止策等について、広く周知することとされたことから、以下の役割を分科会が担うこととしている。

- (1) 事故発生の実態把握
- (2) 事故発生原因の分析
- (3) 必要な再発防止策の検討

提言としてまとめ、市へ報告

※ 重大事故とは、死亡事故や、死亡事故以外の重大事故として国への報告対象となる事例の中で、市において検証が必要と判断した事例（意識不明等）を指す。

5 児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）の主な審議内容（過去5年）

平成27年度 (全4回)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業の認可に係る意見について ・教育・保育施設のあり方、計画の確保方策について ・育休入所の取扱い、教育・保育施設整備のあり方について
平成28年度 (全3回)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業の認可に係る意見について ・次年度実施予定のいわきネウボラについて ・子どもの貧困対策のこどもみらいプランへの位置付けについて ・幼保連携型認定こども園の認可等について ・新制度幼稚園への移行等に係る確認について
平成29年度 (全3回)	<ul style="list-style-type: none"> ・いわきネウボラの愛称選考について ・子ども・子育て支援事業計画の確保方策等について ・幼児教育・保育施設（公立）の今後の方向性について ・幼保連携型認定こども園の認可等について ・市子ども・子育て支援事業計画に係る中間年の見直しについて
平成30年度 (全6回)	<ul style="list-style-type: none"> ・いわき市教育・保育施設（公立）の整備のあり方について ・幼保連携型認定こども園の認可等について ・重大事故の再発防止に係る検証委員会の設置について ・第二次子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施について ・いわき燦シャインこども・地域調査事業について
令和元年度 (全7回)	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園の認可等について ・地域型保育事業の認可について ・第二次いわき市こども子育て支援事業計画について ・子どもの生活実態調査や地域の子育て団体等の調査について